

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題

川 口 高 風

一 諦忍の無住伝に対する姿勢

すでに拙稿で明らかにしたように、諦忍は禅僧との交流があり、⁽¹⁾ 禅僧伝に対する誤説を指摘するなど禅に対する知識の高いことがいえる。大円国師一円房無住道暁（一一二一六一一三一二）についても、諦忍の著作に『沙石集』『雜談集』『聖財集』などが引用されており、その道風を慕っていた。⁽²⁾

そこで、諦忍の無住に対する姿勢をみるために、著作の『無住国師道跡考』を考察してみたい。すでに、諦忍は寛保元年（一七四一）秋、『先王華隨筆』を著わしている。その巻上に「無住和尚」の項があり、無住伝を著わした理由をみると「林靖著ニ本邦遜史ニ元政撰ニ扶桑隱逸伝ニ義堂輯ニ統隱逸伝ニ而本邦古今隱士莫ニ悉不ニ備惟有ニ無住和尚ニ漏ニ三子之搜羅ニ予甚憾焉今

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

試補之」とい、『本邦遜史』や『扶桑隱逸伝』『統隱逸伝』などに無住のことが述べられていないところから補筆したことをいう。また、「予居去ニ長母寺ニ僅一里往還甚熟其地水清山秀茂林脩竹烟嵐杳靄実仁智之居也影堂儼然香火伝ニ千歳ニ予慕ニ師之道風ニ也久其真遁実修如レ此洩ニ三子者之隱逸伝ニ者何居怪且悲之是所ニ以娓娓不レ已也」というように、諦忍の住持していた八事山興正寺（名古屋昭和区八事本町）と無住の住持した長母寺（名古屋市東区矢田町）とは一里程の所にあり、隠逸伝などにもとりあげられていないことに疑問をもつて悲しんでいるのである。さらに、寛保三年（一七四三）九月には長母寺を訪ね無住の旧蹟を拝している。その後、明和六年（一七六九）四月には、長母寺二十二世性宗慧覺が興正寺へ来山し無住の伝記の執筆を願った。伝記資料によれば、

同年七月に『無住国師道跡考』と題して撰述されたとあり、わずか三ヶ月程の間に執筆したことになるが、それは以前から無住の旧記などを研究していた布石があつたからできたことであろう。そして翌同七年（一七七〇）七月七日に、錢屋七郎兵衛（京堀川仏光寺下町）藤屋吉兵衛（尾州名古屋本町）菱屋久兵衛（同所）より刊行された。なお、それには自序と總見寺の祥鳳禪瑞の序及び性宗慧覺の跋が付されている。

『無住国師道跡考』は、近世の無住伝の白眉として評価されており、中世文学の代表的著作である『沙石集』⁽⁴⁾の研究には、無住伝資料の中心的資料となっている。⁽⁵⁾すなわち、明治以後の無住伝研究の大部分が近世に成立した伝記を所依としており、明らかな誤謬もそのまま踏襲されている。『無住国師道跡考』にも誤説をみるとはできるが、諦忍の姿勢は『空華隨筆』に小伝を記した後、さらに完全を期して『無住国師道跡考』を著わしたわけで、「年代遙遠ニシテ記録ナケレバ慥ニシレズ」「年代久シキコトナレバ茫茫然トシテ如何ト云コトヲ知ラズ」「慥ナラザルコトナレバ分明ニ決シ回シ」という慎重な態度をとっているのである。しかし、慎重な諦忍にも誤説があり、それらを明らかにして『無住国師道跡考』の資料的価値を考察してみよう。

二 無住伝研究の資料

『無住国師道跡考』における性宗慧覺の跋によれば、諦忍は本書を著やすため、無住の著作を始め口伝や石碑などを搜索して完成したという。また、自序にも旧記を探つて性宗と相議して成ったことをいつており、無住の著作はもちろんのこと、諦忍以前の先学研究書、長母寺に安置される肖像や什宝、蔵書なども参考としたことが明らかである。しかし、『無住国師道跡考』を見る限り、諦忍は『雜談集』『沙石集』『東福開山聖一国師年譜』以外の近世以前の無住伝資料はみていないようである。すなわち最近の研究によつて明らかになつた梶原性全の『覆載万安法』（正和四年（一三一五）成立）中の注記、『鹿苑日錄』中の景徐周麟の「日涉記」明応八年（一四九九）四月二十八日条、彭叔守仙の『鉄酸館』（天文二十四年（一五五五）成立）などはみておらず、近年では『吾妻鏡』などを始め自筆の置文（譲状）や『閩東往還記』などによつて、諸説のあつた無住伝が新しく解明されている。⁽⁷⁾しかし、筆者の研究は『無住国師道跡考』が無住伝研究における位置と意義を明らかにすることが目的であるため、『雜談集』とともに、諦忍が参考としたと思われる諦忍以前の近世

に生まれた無住伝資料の検討を行つてみたい。

一、『雑談集』

無住が七十九才の嘉元二年より翌同三年十二月二日に記したもので、説経、妄語、酒戒、地蔵談や靈験談、動物説話などが集録されている。特に卷三には、「愚老述懐」の項があり、無住自身によつて自分の生涯を述懐した伝記資料の根本といえるものである。なお、卷四にも二十三才の時の様子などが記されている。

二、『延宝伝燈錄』卷十

円元師蛮（一六二六一一七一〇）が三十余年にわたつて諸方を遊歴して資料を集め、ついに延宝六年（一六七八）、日本禪宗の高僧、居士など約一千人の伝記を撰述したものである。撰述後二十八年経た宝永三年（一七〇六）に刊行されており、卷十の無住伝は出生、薙髪、長母寺に入山したこと、示寂など約一七〇字の短文である。

三、『本朝高僧伝』卷二十三

『延宝伝燈錄』と同じ師蛮が、元禄十五年（一七〇二）に撰述したものである。『延宝伝燈錄』が禪僧、居士の伝記であるのに対し、本書は各宗の名僧を法本、淨慧、淨禪、感通など十科に分けて編集したもので、宝永四年（一七〇七）に

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

刊行された。卷二十三にある無住伝（尾州長母寺沙門一円伝）

は『延宝伝燈錄』より詳しい伝記であるが、概略は同じである。末尾に「余二十年前。兩次往^ニ長母寺。尋^ニ無住之事。又考^ニ其述作中。以備^ニ今之撰。」とあるように、師蛮は執筆する二十年前に数回長母寺を訪ねて調査しており、また、著作からも考慮して撰述したことが明らかである。今津洪嶽「無住國師行状に就て」（大正六年十一月「山家学報」第六号）によれば、『本朝高僧伝』は師蛮の研究によるもので、「無住上人行状」（高山寺藏）によるものではないといい、「無住上人行状」は無住の著作及び『延宝伝燈錄』『本朝高僧伝』などによつて作伝したものと考えられた。しかし、今津氏は脱稿後、師蛮の上足師點の『本朝禪林諸祖行状』に「無住国師行状」が収録されていることから、『本朝高僧伝』撰述以前の著作で、撰述の材料になつたものと脱稿後の考えが書き加えられている。諦忍が本行状をみたかは不詳であるが、書名はまったく出ておらず、おそらくみなかつたものであろう。そのため、本稿では対照資料としてとりあげなかつた。⁽⁸⁾

四、『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住國師略縁起』

本書は末尾に「于時宝永四丁亥冬十月現靈鷲元乾嶺略写」とあるように、宝永四年（一七〇七）十月に長母寺二十世乾

嶺惠元が写したもの刊行した。撰者が、乾嶺であるかは不詳である。しかし、『国書総目録』第七卷（昭和四十五年九月 岩波書店）六二五頁には、「乾嶺編」と紹介しているが、

乾嶺の編であるかは本文をみる限り明確でない。ただ、「木賀崎略縁起」の末尾に「往古并中古之本縁起に精く記すといへども余り大冊にして読る人煩しく思ひ殊に四角なる文字にて女童のよめる便りならざるを以て悉く仮名に直しその要文を撮み略して万が一を写と云」というように、長母寺には、「木賀崎縁起」⁽⁹⁾と題する縁起はあつたが大冊のため読むのに煩しく、しかも女人や児童には読めないため、乾嶺が要文をとり出し仮名文に改めて写したところから乾嶺の編集したものがいわれるようになつた。また、刊行年次や刊行所の奥付がないため、いつ頃の刊行か判断し難いが、宝永四年後まもなく刊行されたものであろう。さらに「乾嶺略写」の上に「木ヶ崎副司」の印があるため、長母寺の会計より刊行資金が出てものと推察できよう。

内題は「尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住国師略縁起」とあり、無住伝をあげた後に「木賀崎略縁起」もあり、長母寺の草創以来の略由緒が述べられている。なお、題簽が「開山無住国師縁起」とある版と「木賀崎略縁起」とある二種の

版があり、「木賀崎略縁起」とある版は紙質、製本などから後刷りとみられる。

ところで、同版が八事文庫に所蔵する。（西山・44・禅・9）それには、題簽が欠けているが表紙に「木賀崎長母寺縁起」と墨書きされており、内題、内容ともに他書と全く同じである。しかし、同版でも一字の異なりがある。それは、無住の家系を述べている所で、「夫無住大円国師は相州鎌倉梶原氏の奇産にして源太景□の叔父なり父世右大将家の寵臣たり」とあり、□が欠字となつている版と□に「時」が入り、景時とある版の二種がある。また「季」の入つている版もみえるようである。しかし、八事文庫蔵本の□は「京」とあり、「景京」⁽¹⁰⁾となつていて、本書は□、時、季、京の四種の版のあることが明らかになり、すでに当時、無住の出身が梶原景時の末裔であるか結論を出すことに疑問視されていたことが推察されるのである。近年の学界でも景時の末裔か論争されており、⁽¹¹⁾当時、疑問視されていたため種々の版が生まれたものといえる。しかし、諸説の中、どれが一番早い時期に刊行されたものか明らかにならない。景時として刊行したところ、クレームがついて欠字にしたとか、欠字部分が不詳のため、一字分あけて刊行したものに景時と判断して「時」を

入れたのであるうか。また、不詳のため「京」と入れておいたのかは明らかでない。⁽¹²⁾ なお、本書は、昭和四十年十月に築瀬一雄氏によつて『碧冲洞叢書第六十一輯』の説話資料集（第二冊）に謄写印刻されているが、築瀬氏は景時とある版を翻刻したようである。

五、「無住和尚」（『空華隨筆』卷上所収）

『空華隨筆』は寛保元年（一七四一）九月、諦忍の三十七才の時に著わしたもので、安永三年（一七七四）五月に梓行された。梓行されるまでに三十三年間の経過があるため、本書は寛保元年に起稿されて以来、年月を経て完成したものと考えられる。本書については、『無住国師道跡考』に「林靖ノ本朝遜史。元政ノ扶桑隱逸伝。義堂ノ続隱逸伝ニ本邦ノ古今ノ隱士ヲ載テ悉ク備レリ。然ルニ惟リ今ノ國師ヲ泄セルハ何事ヅヤ。四十余年此地ニ幽棲シテ枯淡ヲ守リ。或ハ麦飯或ハ絶烟。実ニ無雙ノ風韻ナリ。予痛ク此三伝ニ洩タルコトヲ悲ミテ。空華隨筆ノ中ニ小伝ヲ立テ其訣ヲ述置タリ」と述べているところから、『無住国師道跡考』を著わす以前に成立していたものである。『無住国師道跡考』と同様、「無住和尚」にも「林靖著ニ本邦遜史ニ元政撰ニ扶桑隱逸伝ニ義堂輯ニ続隱逸伝ニ而本邦古今隱士莫ニ悉不ニ備惟有ニ無住和尚ニ漏ニニ子之

搜羅ニ予甚憾焉今試補之」とあり、さらに、末尾にも「予居去ニ長母寺ニ僅一里往還甚熟其地水清山秀茂林脩竹烟嵐杳靄実仁智之居也影堂儼然香火伝ニ千歳ニ予慕ニ師之道風也久其真遁実修如レ此洩ニ三子者之隱逸伝ニ者何居怪且悲之是所以娓娓不々已也」とあって、「本邦遜史」「扶桑隱逸伝」「続隱逸伝」の三伝に隱士であった無住について立伝されていないことを悲しみ、補うために記したことが明らかである。なお、本書は漢文体で記されており、『無住国師道跡考』を著わす布石となつたものといえる。

六、「無住国師道跡考」

本書は明和六年（一七六九）四月に、長母寺二十二世性宗慧覚が興正寺に来山し、諦忍に無住の伝記を請して七月に撰述したものである。そして、翌同七年七月に刊行された。題簽は「木賀崎無住国師道跡考」とあり、内題は「無住国師道跡考」となつてゐる。近世の無住伝資料の白眉として最もまとまった内容をもつており、諦忍は先学の研究や旧記、口伝などを総合的にまとめあげて年次順に追つて記している。伝記を終えた後、別の一説や関係資料をあげたり、諦忍の主觀などをあげている。本書に引用されているものをみると、無住の『沙石集』『聖財集』（特に長母寺蔵本）『雜談集』はもち

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

ろんのこと、『東福開山聖一國師年譜』や大永寺に所蔵する古記録などもあげられており、また、『延宝伝燈錄』『本朝高僧伝』『東国高僧伝』もながめていることが明らかになる。

基本は、やはり『雑談集』における説の踏襲が中心であることは明らかで、それに長母寺の古記録なども参考にしたものであり、諦忍としては、完全を期して慎重に編集したものといえよう。『開山無住国師略縁起』と比較してみると内容の大差はないが、『無住国師道跡考』の方が詳しい伝記である。しかし、逸話は、『開山無住国師略縁起』の方が多くみられ

年 号	『雑談集』卷三 『延宝伝燈錄』卷十 『本朝高僧伝』卷二十三 『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住国師略縁起』 『空華隨筆』卷上 『無住国師道跡考』
嘉禄二年丙戌 (一二二六)	愚老ハ嘉禄二年丙戌十 二月二十八日卯時産タル 者也先人カ夢ニ今夜此里 生タル者ハ大果報者也ト云 先祖鎌倉右大将家召仕テ ヘトモ運盡テ夭亡シテ 仍チ其跡継事ナシ
一歳	尾州靈鷲山長母寺無釈一圓。号ニ無住名道考又 住一圓国師。生于晓相州鎌倉縣人。梶原氏の奇產にして源太景時の叔父なり父世右大将家の寵臣たり嘉禄二年丙戌十二月二十八日卯の時に誕生す其時天に三度声ありて此所に大福人誕るといふ又父の夢に神人来て今夜此里に誕たる者は大果報の者也といふとみられるたり
	原氏子。幻齡喪父。將軍。曉幼齡喪父。依ニ常州親族。
	祿二年丙戌十二月二十八日卯時相州鎌倉ニテ誕生ス梶原景時ノ末裔アリ父ノ夢ニ此夜此里ニ生レタル人ハ大果報ノ者ナリト告ル

る。なお、八事文庫には、諦忍自筆の書入れ本（西山・9・ジャ・34）が所蔵されており、それを参考にして後に諦忍の考え方をながめてみたい。

三 無住伝研究資料の対照と資料間の諸問題

近世の無住伝研究資料について検討してきたので、次に各資料を年次順に対照表を作成して、各資料間に出てきた異説や諸問題を明らかにしてみたい。なお、諦忍の書入れはゴヂックにして示した。

人アリト見テ夢覺	タリ
寺ニ入テ童役ヲ勤ム	暦仁元年十三歳寿福
仁治元年十五歳下野ノ伯母ノ許へ下ル	仁治元年戊戌十三歳時鎌倉僧房
十六歳ノ時常州へ行テ親族ニ養ハル	仁治二年辛子十五歳ノ時下野ノ伯
十八歳ニ出家シ	仁治二年十六歳常州へ行テ親族ニ養ハル
十九投ニ常之山寺ニ雜	寛元元癸卯年十八歳にして常陸の国法音寺にゆひて出家し名を道暁と申し坊号一圓といへり頭密禪教の学业昼夜おこたらず戒律もつとも正し
十九投ニ州之山寺ニ雜	寛元元年十八歳常州法音寺ニテ剃度シテ一圓ト号ス。大凡ソ此頃三井ノ名徳大半閑東ニ住ス師則チ三井ノ圓幸教王坊法橋ニ就テ俱舍論頌疏ヲ聽受
髮稟具。頤密性相。	十九投ニ常之山寺ニ雜
髮稟具。此時教門名	十九投ニ州之山寺ニ雜
寛元元癸卯年十八歳にして常陸の国法音寺にゆひて出家し名を道暁と申し坊号一圓といへり頭密禪教の学业昼夜おこたらず戒律もつとも正し	寛元元癸卯年十八歳にして常陸の国法音寺にゆひて出家し名を道暁と申し坊号一圓といへり頭密禪教の学业昼夜おこたらず戒律もつとも正し

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

		年号	『雜談集』卷三	『延宝伝燈錄』卷十	『本朝高僧伝』卷二十三	『尾州木賀崎靈鷲山長母禪』	『空華隨筆』卷上	『無住国師道跡考』
寛元三年 （一二四五） 二十歳	乙巳	二十歳ノ時法身坊ノ上人ニ玄義聞之	通達玄致。後參三藏習ニ俱舎頌疏於幸圓 於東福。就弟子列。法身大德。	持犯開遮。周流習串。德太半在東閔。晚				
宝治二年 （一二四八） 二十三歳	戊申	二十歳ノ時祖母尼 讓給シカハナマシイ ニ請取テ住シナカラ 世間不階ニ執心ナク 侍シマ、ニ事ノ次ヲ 以テ	寛元三乙巳年師匠房ノ讓 らる師の命なれば是非なく請取 て任せらるといへとも世のいと なみ元より疎くして我か物人の 物見わけがたし只深く心ざゝれ ける所は見性悟道のみ	寛元三乙巳年師匠法音寺を讓 て任せらるといへとも世のいと なみ元より疎くして我か物人の 物見わけがたし只深く心ざゝれ ける所は見性悟道のみ	寛元三乙巳年師匠法音寺を讓 て任せらるといへとも世のいと なみ元より疎くして我か物人の 物見わけがたし只深く心ざゝれ ける所は見性悟道のみ	寛元三乙巳年師匠法音寺を讓 て任せらるといへとも世のいと なみ元より疎くして我か物人の 物見わけがたし只深く心ざゝれ ける所は見性悟道のみ	寛元四年二十歳法身 坊上人ニ隨テ法華 玄義ヲ聽聞ス此年 剃度ノ師法音寺ヲ 讓ル	寛元四年二十歳法身 坊上人ニ隨テ法華 玄義ヲ聽聞ス此年 剃度ノ師法音寺ヲ 讓ル

建長五年癸丑 （一二五二） 二十七歳	建長四年壬子 （一二五二） 二十七歳	ヲ聞テアノ御房カ法 師ナカラ仏法ヲハ学カク 行セテ琵琶引ト後言 ニ申ヨシ承 ^{ウタタマハリ} テ打棄テ法華經讀誦 シテ侍シ不斷念仏堂 ^{ホケキヤウドクジユ} 建立シ供料ナトシヲ キテ侍リ
門ニ入テ律學及ニ六 （リツガクトキトシセイ トキトシセイノノ）	律院ニナシテ （リツイニナシテ）	二十七歳ノ時住房ヲ 寺依ニ歳叟晉公。參 禪之暇聽ニ釈論及圓 覺
こゝを以て建長五癸丑年法音寺 を出て遁世 ^{とんせい} の身となり四海を自 （トキトシセイノノ）	建長五年廿七歳師素モ ヨリ三學兼備ノ志 アル故ニ住坊ヲ以 テ律院ト成ス。同 年世良田ノ長樂寺 ニ行テ榮朝上人ニ 就テ釈論ヲ聽採ス （セラタ）	四壬子 建長五年廿七歳師素モ ニ身ト成ル （トキトシセイノノ）

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

			年号
	『雑談集』卷三 『延宝伝燈錄』卷十 『本朝高僧伝』卷二十三 『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住國師略縁起』 『空華隨筆』卷上 『無住國師道跡考』	『雑談集』卷四 『延宝伝燈錄』卷十 『本朝高僧伝』卷二十三 『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住國師略縁起』 『空華隨筆』卷上 『無住國師道跡考』	『雑談集』卷四 『延宝伝燈錄』卷十 『本朝高僧伝』卷二十三 『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住國師略縁起』 『空華隨筆』卷上 『無住國師道跡考』
建長六年 甲寅 (一一五四) 二十九歳	二十九歳実道坊上人 止觀聞之於菩提山ニ法相ノ法門要處少 山ニ法相ノ法門要處少 旨一隻肝要經耳計	七年一 二十八歳ノ時遁世ノ身ト成テ律學六七年本來定惠ノ學志侍シカハ	七年一 二十八歳ノ時遁世ノ身ト成テ律學六七年本來定惠ノ學志侍シカハ
文應元年 庚申 (一一六〇) 三十五歳	三十五歳寿福寺ニ住 悲願長老ノ下ニテ釋論圓覺經講ヲ聞 田ニテ坐禅ナト行シ 聞之	三十五歳寿福寺ニ住 悲願長老ノ下ニテ釋論圓覺經講ヲ聞 七歳世良	三十五歳寿福寺ニ住 悲願長老ノ下ニテ釋論圓覺經講ヲ聞 七歳世良
侍リシカ一年マテモ	也	也	也
踰二年 謁園城実道法師。質止觀之	道法師。質止觀之	道法師。質止觀之	道法師。質止觀之
建長七年廿九歳園城	寺ニ上り実道房上人ニ就テ止觀ヲ聴聞ス。其ヨリ南都ニ行テ五六六年ノ間	寺ニ上り実道房上人ニ就テ止觀ヲ聴聞ス。其ヨリ南都ニ行テ五六六年ノ間	寺ニ上り実道房上人ニ就テ止觀ヲ聴聞ス。其ヨリ南都ニ行テ五六六年ノ間
弘長元年卅五歳又閏東へ下り寿福寺悲願長老ノ座下ニテ圓覺經ヲ聞坐禅ニ志ス未ダ一年ニモ	律學ヲ策ス 弘長元年卅五歳又閏東へ下り寿福寺悲願長老ノ座下ニテ圓覺經ヲ聞坐禅ニ志ス未ダ一年ニモ	律學ヲ策ス 弘長元年卅五歳又閏東へ下り寿福寺悲願長老ノ座下ニテ圓覺經ヲ聞坐禅ニ志ス未ダ一年ニモ	律學ヲ策ス 弘長元年卅五歳又閏東へ下り寿福寺悲願長老ノ座下ニテ圓覺經ヲ聞坐禅ニ志ス未ダ一年ニモ

ナクシテ脚氣持病ニテ	満ザルニ脚氣ノ病	セズ	弘長元年辛酉	弘長元年辛丙年和州菩提山へ登り壯年徧ニ歴諸
坐禪心ニ不叶カナハ其ノ後	起リテ坐禪意ニマカ			密教相伝ノ志アル故ニ和州菩提山ニ上リテ留リ学ブ東
真言志有テ	弘長二年卅六歳元来			寺三宝院一流ノ事相悉ク之ヲ伝へ畢
三十六歳	三十六歳菩提山ニ登テ			ル。法相宗ノ法門モ此時之ヲ學ベリ。其頃聖一國師
(一一六一)	如ヒ形東寺ノ三宝院ノ一流肝要伝了其後東福寺ノ開山ノ下ニ詣シニ天台ノ灌頂谷ノ合行秘密灌頂事次ニ伝了大日經義			東福寺ニ住シテ大ヒニ教外別伝ノ法雷ヲ震フ師則チ菩提山ヨリ直ニ東福寺へ往キ國師ヲ拝
三十六歲	ノ一派タノウツタヘンタ後後東福寺ノ開山ノ下ニ詣シニ天台ノ灌頂谷ノ合行秘密灌頂事次ニ伝了大日經義			
	釈永嘉集菩提心論肝要ノ錄ナト聞了本來疎略愚鈍晚學故何宗不得ニ其旨一隻大綱聞之顯密禪教ノ大綱銘ニ心肝ニ薰識藏一併開山ノ恩德也宗鏡錄			
	列。遂受禪要。服其資深。就弟子			
	東福。問經論奧義。			
	列。遂受禪要。			
	織りそけとも祢宜独り残れり國師汝いかなる人ぞととわれけるに我は尾州熱田の祢宜にて名は喜太夫と申なり和尚の説法あまりにありがたしと聞し故杳々來れり願は和尚の弟子にし給へと			

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

年号	『雜談集』卷四	『延宝伝燈錄』卷十	『本朝高僧伝』卷二十三	『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住國師略縁起』	『空華隨筆』卷上
	退披覽開山ノ風情 宗鏡錄ノ意也仍處々 思合侍り師匠ノ恩徳 經レ生難レ忘幼季 三井寺ノ圓幸教王坊 法橋俱舍頌疏處々 聞レ之	いへば直に師資の作法をおこな わる祢宜一礼をなして法会おわ らば必我許へ御出あるべしと 云訖て忽見へず ○或夜熱田 の長官数人の處に大明神御告あ り明日我が師北国より見へらる べし必喜太夫と尋られむしか ば清淨に掃除して待うけ社内へ 誘ベしと見て覚てふしげにこ そ思へ翼朝件の夢を語るに数人 同如なり爰に於て鳥居より神前 迄白布をしいて待居けるに果し て一僧複子を掛け来れり禪宗の 達道人なれば至極さみしき風情 なりける故社人ならひに西を見 合せは彼は神明の師匠にあらず	ノ天台ノ灌頂谷ノ 合行秘密灌頂ヲ伝 ヘ大日經義釈菩提 心論永嘉集宗鏡錄 等ヲ聞日夜孜孜ト シテ教外ノ禪旨ニ 參ズ	メ天台ノ灌頂谷ノ 合行秘密灌頂ヲ伝 ヘ大日經義釈菩提 心論永嘉集宗鏡錄 等ヲ聞日夜孜孜ト シテ教外ノ禪旨ニ 參ズ	メ天台ノ灌頂谷ノ 合行秘密灌頂ヲ伝 ヘ大日經義釈菩提 心論永嘉集宗鏡錄 等ヲ聞日夜孜孜ト シテ教外ノ禪旨ニ 參ズ

弘
長
二
年
三
十六
七
歲
壬
戌

といふに國師喜太夫の宅は此辺
なりやと尋られけるゆへ長官神
前へ誘ひければ本社の扉人もな
きに自然に開く社人頭かしらを地に伏
して有がたくこそ覺へけれ國師
内殿ないでんへ入られければ扉又自然に
鎖せり中に御物語の様子恍惚かうこつ
として聞へけるしばらくあり
て、出られけり此後大福殿にて
大明神の御為に説法あり

○一夕國師夢中に明神仰られけ
るは師是より木賀崎へ往て仏法
を紹隆せうりゅうし給へ必遲滯ちたいし給ふなど
有けり見て後心中に怪あやしきこそ
思れけれ

弘長二壬戌年國師三十二歳にし
て木ヶ崎へ至いたられければ龜鏡山桃

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

年号	『雜談集』卷四	『延宝伝燈錄』卷十	『本朝高僧伝』卷二十三	『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住國師略縁起』	『空華隨筆』卷上

尾寺といへる天台家の寺あり是は治承三年の頃百年の後仏法興隆の靈地なりと熱田明神の御告に依り山田次郎源重忠の創草しられし所なり夫より觀勝坊上人慶法橋上人靜觀坊上人と相続して八十余年になりければ少しだすといへども大數百年に及けるゆべ仏法興隆の時節也今は静觀坊の住持にして好人をゑらんで譲り度思わる折節國師を見て歛て譲られけり國師入寺の後久からずして寺焼失す爰において平の時頼公山田道圓坊等の帰依により七堂伽藍并塔頭數多建立し禪宗に改開山祖師となら

れけり東福派の東國に弘りしは
皆無住国師の道徳に依とかや
○初住の砌熱田の宮へ日参あり
しかば一日道にて葬礼に逢けれ
る国師を見て引導を願ひけるに
早速とむらひて宮へ詣られけれ
ば社壇俄に震動す社人腹立て国
師速に退給へといへり国師文
を唱られけるは始知衆生出来成
仏生死涅槃猶如作夢と社壇たち
まち静なる虚空に声あり也与佐
与也和須礼多利士与耻加志也我
毛昔波仏那留毛乃のいへる一首
の歌なり声やんで明神あらわれ
給ひて師の日参甚御苦勞なり向
後は日参を止て其代に寺の山門
より文を唱給へしからば末社み

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

年号	『雜談集』卷四三	『延宝伝燈錄』卷十	『本朝高僧伝』卷二十三	『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住國師略縁起』	『空華隨筆』卷上	『無住國師道跡考』

な感すべし我其文を授ん 文に
曰 大宮高倉 八剣大福殿 火
破氷上源太夫、左右末社萬神宮
若人專念熱田神 一度參詣蓬
萊宮 無始生死罪生滅 隨業即
得諸神當 右之文國師へ授給ひ
訖て玉駄隱 紿ふ國師此文を
社人に授らる今に到り熱田に唱
るとや ○國師在世の中毎月朔
日に熱田神女体を現じて當山へ
來幸あり是は國師へ參禪の為な
り来着の地を御幸山といふ ○
國師遍歷の時加州白山へ詣られ
ける時山中なる釈迦の尊像に打
向ひ発願しられけるは我成道し
て住所定らは尊像を崇たてまつ

		弘長三年 (一一六三) 三十八歳	
		文永初。瓶尾之長母 寺。熱田明神屢來問 法要。施般若全函。	
大丞相藤公崇其德 義。三下釣帖。董東 福。師固拒不受		文永初。尾州木賀崎 瓶尾長母寺。禪教兼 弘圓性篤誠。靈異 尤夥。熱田明神屢入 室問法。賜以般若 全函。一時久旱。邑 人請暁法。零。三日 之後雷雨大沾。藤相	
		社を立て鎮守とす 守山村之白山。仙寺是也	
然不逐聲	絕師處之坦	給竈烟時有 甚餧粥或不 窮僻貧屢尤 十餘年寺在 母寺一住四 後到本州長 弘長三年三十八歳。	るべし願は山を下り濁惡の衆生 を救濟し給へしと懇に祈請して 權現へ參籠ありければ權現仰ら れけるは和尚いづくに御坐すと も如來と共に衛護すべしと御誓 あり是に依て當山に拾七間の仏 殿を建一丈六尺の釈尊を安置せ らる依て靈鷲山と号す又白山の 社を立て鎮守とす守山村之白山。 仙寺是也
レシ所ナリ	提ノ為ニ建立セラ	本州木賀崎靈鷲山 長母寺ニ來リ住 ス。此寺ハ元尾張 守護山田次郎源重 忠ト云者母堂ノ菩	本州木賀崎靈鷲山 長母寺ニ來リ住 ス。此寺ハ元尾張 守護山田次郎源重 忠ト云者母堂ノ菩

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

年 令号	『雜談集』卷四 『延寶伝燈錄』卷十 『本朝高僧伝』卷二十三 『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住国師略縁起』 『空華隨筆』卷上 『無住国師道跡考』
文永三年丙巳 (一二六六) 五十六歳	弘安四年辛巳 (一二八一) 四十一歳
勤。晚固拒不 _レ 受。	國崇ニ其道行。下ニ鈞 帖ニ董ニ東福。三請殷
○文永三丙寅年大明神愛知郡猪 子石村蓬谷棚の田七反参禪の布 施として寄附し給ふ同所に来迎 山觀音寺を創建あり <small>(13)</small>	利一不 _レ 知ニ坐 惟日不足 _モ ラ 世一朝誦暮禪 高風逸韻以 _テ
○弘安四辛巳年後宇多帝の詔 にて藤丞相実經より東福寺に住 持せらるべきよし凡三度に及べ り爰に於て勅使と共に參内あり てありがたくは御坐せとも木賀 崎は熱田神毎月參禪の地ゆへ離 _{ハナ} れがたきよし奏聞しられければ	可シ想見一

御免ありて勅願の綸旨頂戴して
帰らる

弘安五年壬午
(一二八二)
五十七歳

正應年間
(一二八二)
九三八一

弘安六年五十七歳。
正辛午

沙石集十巻ヲ著アラハ

ス。弟子無盡道證

コレヲ受テ京師西

方寺ニ於テ梓行

ス。此書今ニ至テ

盛ザクニ天下ニ行ハ

ル。僧俗貴賤トナ

ク尊信セズト云フ

ナシ。此時分ノ書

に若ル天下ノモテ
カカ

ハヤシトナルハイ

ト希ナリ
マレ

正應年中萬歳楽ト号
メ正月ノ初寿コトギキヲ

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

年年 令号	『雜談集』卷三	『延宝伝燈錄』卷十	『本朝高僧伝』卷二十三	『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住国師略縁起』	『空華隨筆』卷上	『無住国師道跡考』
永仁二年 (一一九四) 六十九歳	甲午					
永仁三年 (一一九五) 六十九歳高	二甲午					
野山ニ上リ加持土 沙三斛三斗ヲ取來 リ山内ニ散シ布蓋 シ此山ニ葬ル所ノ	ノボ ナラ シム					
テ讚仏乗ノ因転法 輪ノ縁ト為ノ意 ナリトカヤ	ユ コロ ナゾト コロ	祝スル謡物ヲ作り テ徳若ト云小者ニ 授ケテ家家ニ至リ テ歌ハシム。今ニ 至テ増昌ナリ。 ソノタヒコトバ 其謡ノ詞多ク法華 經ヲ用フ。所謂ル 狂言謡語ノ業ヲ以 テ讀仏乘ノ因転法 輪ノ縁ト為ノ意 ナリトカヤ	シユク トクワカ コモ サカブ マスク カク コトバ ナリ。	シユク ウタヒキ コモ サカブ マスク カク コトバ ナリ。		

永仁三年 乙未
(一二九五)
七十歳

○永仁三乙未年当山を高野山に
なぞらへ末世の衆生位牌 石塔
遺骨等を納させ成仏せしめん
ため高野山の土砂三石三斗取寄
当山に加持し置る ○熱田の長
官或夜の夢に明神秘藏の大般若
我が師無住国師に付属すと御告
あり驚て宝蔵を尋るに所在しれ
さりければ国師へ問来る国師社
頭のむねに有へきよし申さる社
人帰て見るに仰に違ず是に依て
当寺へ寄附也紺紙金泥の大般若
全部六百卷四寸四角の匣に入る
実に世に希有なる細筆や ○往
昔漢土より将来の八重の紅の躰
躰當山へ移し給ひ并神宝珊瑚珠

亡靈得脱ノ為ナリ

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

『無住国師道跡考』	卷上	『空華隨筆』	卷上	寺開山『尾州木賀崎靈鷲山長母禪略縁起』	卷二十三	『本朝高僧伝』	卷二十	『延宝伝燈錄』卷十	卷三	『雜談集』	年号	正安元年己亥 (一二九九) 七十四歳
正安元年七十四歳聖		財集三巻長母寺ニ		華寺ニノ添削ス仍		テ之ヲ艸シ其後蓮		の数珠 法螺の貝御寄進あり		寺開山無住国師略縁起		
財集三巻長母寺ニ		テ之ヲ艸シ其後蓮		華寺ニノ添削ス仍		テ今現ニ長母寺ノ				『尾州木賀崎靈鷲山長母禪略縁起』		
申十二月七日於		蔵本ニハ奥書アリ		蔵本ニハ奥書アリ		其奥書ニ曰				卷二十三		『本朝高僧伝』
于時延慶元年戊		其奥書ニ曰		其奥書ニ曰		于時延慶元年戊				卷二十		『延宝伝燈錄』卷十
勢州桑名郡益田庄		于時延慶元年戊		于時延慶元年戊		申十二月七日於				卷三		『雜談集』
蓮華寺ニ少少添削		申十二月七日於		申十二月七日於		勢州桑名郡益田庄				年号		正安元年己亥 (一二九九) 七十四歳
之ニ病中極寒比雖		之ニ病中極寒比雖		之ニ病中極寒比雖		蓮華寺ニ少少添削						
不快ニ弘通之志不		不快ニ弘通之志不		不快ニ弘通之志不		之ニ病中極寒比雖						
浅カラテノ以		浅カラテノ以		浅カラテノ以		不快ニ弘通之志不						
眼励シ病心ニ		眼励シ病心ニ		眼励シ病心ニ		浅カラテノ以						
一数日		一数日		一数日		眼励シ病心ニ						

如々形此一卷書写シ
了ヌ

東寺末流金剛仏子
道暁俗年八十三
僧暦六十六

房号一圓道号
無住判

正安二年七十五歳。

妻鏡一巻之ヲ著ス

嘉元三年滿八十歳寺

内金剛幢院ニ於テ

雜談集十巻之ヲ筆

ス。弟子慈眼之ヲ

受テ本州萬德寺ニ

テ梓行ス

師寺ヲ無翁ニ譲リ

テ寺内桃尾軒ニ退

隠シ手自肖像ヲ造

正安二年
（一三〇〇年庚子）
嘉元三年乙巳
（一三〇五年庚子）
八十歳

○嘉元三年三月七日國師八十歳にして弟子無翁に寺を譲り桃尾寺へ隠居し晩年に及び勢州蓮花寺へ往来せらる

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

年号	『雑談集』卷三	『延宝伝燈錄』卷十	『本朝高僧伝』卷二十三	『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住国師略縁起』	『空華隨筆』卷上	『無住国師道跡考』
正和元年壬子 (一三一二) 八十七歳	正和元年十月十日。 終ニ于勢之蓮華寺。辭終ニ於桑名蓮華寺。辭世偈曰。一漚浮シ海。世偈曰。一漚浮シ海。依レ旧湛然。	正和元年十月十日。 終ニ於桑名蓮華寺。辭終ニ於桑名蓮華寺。世偈曰。一漚浮シ海。世偈曰。一漚浮シ海。依レ旧坦然。嘗著沙	○正和元年壬子年自像を刻自筆 の梵字の宝篋印陀羅尼を腹中に 置十月十日もろもろの弟子 八十七年。風休波静。依レ旧坦然。嘗著沙	○正和元年壬子年自像を刻自筆 の梵字の宝篋印陀羅尼を腹中に 置十月十日もろもろの弟子 八十七年。風休波静。およひ会下の清衆に垂誠ありけ 石集十卷。聖財集三汝等各自に護念して末世を流化す 鑑一卷。今皆行ニ于	○正和元年壬子年自像を刻自筆 の梵字の宝篋印陀羅尼を腹中に 置十月十日もろもろの弟子 八十七年。風休波静。およひ会下の清衆に垂誠ありけ 石集十卷。聖財集三汝等各自に護念して末世を流化す 鑑一卷。今皆行ニ于	○正和元年壬子年自像を刻自筆 の梵字の宝篋印陀羅尼を腹中に 置十月十日もろもろの弟子 八十七年。風休波静。およひ会下の清衆に垂誠ありけ 石集十卷。聖財集三汝等各自に護念して末世を流化す 鑑一卷。今皆行ニ于
果一昌行ニ于	七年風休波静。依レ旧湛然と 筆を投じて入定世寿八十七入定 の場は九尺の瓶の中に四角なる 棺に入四方の棚には八宗の道具 を納其内に坐して世を辞せられ けり在世の中に沙石集。雑談集。 聖財集。妻鏡。此四部の書を著	七年風休波静。依レ旧湛然と 筆を投じて入定世寿八十七入定 の場は九尺の瓶の中に四角なる 棺に入四方の棚には八宗の道具 を納其内に坐して世を辞せられ けり在世の中に沙石集。雑談集。 聖財集。妻鏡。此四部の書を著	○正和元年壬子年自像を刻自筆 の梵字の宝篋印陀羅尼を腹中に 置十月十日もろもろの弟子 八十七年。風休波静。およひ会下の清衆に垂誠ありけ 石集十卷。聖財集三汝等各自に護念して末世を流化す 鑑一卷。今皆行ニ于	○正和元年壬子年自像を刻自筆 の梵字の宝篋印陀羅尼を腹中に 置十月十日もろもろの弟子 八十七年。風休波静。およひ会下の清衆に垂誠ありけ 石集十卷。聖財集三汝等各自に護念して末世を流化す 鑑一卷。今皆行ニ于	○正和元年壬子年自像を刻自筆 の梵字の宝篋印陀羅尼を腹中に 置十月十日もろもろの弟子 八十七年。風休波静。およひ会下の清衆に垂誠ありけ 石集十卷。聖財集三汝等各自に護念して末世を流化す 鑑一卷。今皆行ニ于	○正和元年壬子年自像を刻自筆 の梵字の宝篋印陀羅尼を腹中に 置十月十日もろもろの弟子 八十七年。風休波静。およひ会下の清衆に垂誠ありけ 石集十卷。聖財集三汝等各自に護念して末世を流化す 鑑一卷。今皆行ニ于
テ蓮華寺村ト云處	尋ルニ桑名ヨリ一 里バカリ西ニ當リ	寺ト蓮華寺ト掛持 ニメ兩處ニ住レシ	スト蓋シ平生長母 名蓮華寺ニノ入滅	海八十七年風休浪 静依レ旧湛然ト泊 然トノ入定ス	海八十七年風休浪 静依レ旧湛然ト泊 然トノ入定ス	ルカ紙ニテ張子ニシタル 肖像ナリ今現在ス

さる又有助といへる者二子あり
兄を有政といひ弟を徳若と名づ
く父子共に庭の掃除なんとして
世を渡りけり弟徳若に法華經の
文字にて正月の寿^{ことぶき}を授^{さしき}られけ
り是を万歳樂^{さかんらく}といふ始なり

アリ。寺ハ絶^クテ村
ノ名ト成レリ寺跡^{テラアト}

ト号スル所モ残^クリ
ニアリ年代久シキ

「ナレバ茫茫然ト

メ如何ト云ヲ知

ラズ。近世妙心寺
師蚕^{アラハ}ノ著セル延宝

伝燈錄及ヒ本朝高

僧伝ニハ此一説ヲ

取テ蓮華寺ニテ入

寂ノ由ヲ記^{シルサ}レタ

リ。高泉ノ東国高

僧伝モ又師蚕ノ説

ヲ依用セリ。慥^{タシカ}ナ

ラザル「ナレバ分

明ニ決シ亘^{ガタシ}ン

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

年号 天文十五年 (一五四六)	『雜談集』卷三 『延宝伝燈錄』卷十 『本朝高僧伝』卷二十三 ○天文十五丙午年 後奈良院 ノ夏	寺開山無住国師略縁起 『尾州木賀崎靈鷲山長母禪』 後奈良院天文十五年 ノ夏	『空華隨筆』卷上 『無住国師道跡考』
	勅賜ニ大圓国師。 勅三謚大圓国師。	帝親シク大圓国師ノ 号ヲ書メ長母寺ノ 徒ニ賜フ 実ニ千歳 ノ恩榮ナリ	

右の対照表によつて、各伝記資料の特質が明らかになつた。そこで、年令順にしたがつて具体的にながめ、そこに出できた諸問題を考えてみよう。

一、一才（嘉禄二年（一一二六））

無住の出身については異説がある。『雜談集』卷三に、無住自身が「愚老ハ嘉禄二年丙午十二月二十八日卯時産タル者也……然ルニ先祖鎌倉ノ右大将家召仕テ寵臣タリト云ヘトモ運尽テ夭亡シ了シヌ仍テ其跡繼事ナシ」とい、卷一にも「貧道生三武家……自然入遁世門」といつてることから、右大将源頼朝の家臣であったが夭亡したため武家にならなかつた。し

かし、家系が武家であつたことは確かであるが、梶原氏であるかは無住自身述べていない。本稿にあげた近世に成立した伝記資料によつて、梶原氏であることがいわれるようになつた。すなわち、『本朝高僧伝』に「相州鎌倉県人。梶原氏。」というが、同じ師輩の『延宝伝燈錄』では「生于相州鎌倉県。武族椎原氏子。」となつてゐる。おそらく椎原氏とは、梶原氏の誤記と思われる。『尾州木賀崎靈鷲山長母禪寺開山無住国師略縁起』（以下、『略縁起』と略称する）には、「相州鎌倉梶原氏の奇産にして源太景時の叔父なり。父世右大将家の寵臣たり」とあり、『空華隨筆』には「相州人景時之甥矣」

となつてゐる。しかし、同じ諦忍の『無住国師道跡考』（以下、『道跡考』と略称する）には、「梶原景時ノ末裔ナリ」とあり、諦忍は景時の甥から末裔と改めている。これは、諦忍が研究した結果、景時の甥と断定することを覆して末裔と改めたものと思われるが、『略縁起』の景時の叔父説は全くとりあげていない。

なお、その他、『東福寺末寺誌』には「梶原氏の族也、或称梶原源太叔父也」とあり、梶原氏の家系であつたことをいう点は同じである。『群書一覧』は『空華隨筆』と同じく「梶原景時の甥」とあり、『辨疑書目』では梶原景時の三男となつてゐる。

ここにあげた資料が、無住を梶原氏の一族とした根拠は何であるか明らかでないが、無住（一二二二六一一三一一）の在世した時代からみると、景時（？一一一〇〇）の叔父や三男とすることは不可能であり、誤説といえよう。年代からすれば、景時の孫あたりにあたるのである。

二、十三才（暦仁元年（一二三八））

『雜談集』には十三才の時、鎌倉の僧房に入ることをいふが、『道跡考』のみ詳しく寿福寺へ入ったことをいう。

三、十五才（仁治元年（一二四〇））

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

『雜談集』には、十五才で下野の伯母の下へ行くといふ。『道跡考』のみ同説を承けている。

四、十六才（仁治二年（一二四一））

『雜談集』『道跡考』のみ十六才で、常州へ行き親族に養われることをいう。

五、十八才（寛元元年（一二四五））

出家の年令は『雜談集』卷三に「十八歳ニシテ出家」とあるが、『延宝伝燈錄』『本朝高僧伝』は十九才説をいう。十九才説の出典は不詳であるが、『略縁起』『道跡考』は十八才で常陸の法音寺において出家したことをいい、『雜談集』説を承けている。

六、二十才（寛元三年（一二四五））

『雜談集』によれば、二十才の時法身坊上人に随つて『法華玄義』を聴聞し、さらに、受業師より法音寺を譲られていく。『略縁起』が『雜談集』を承けて詳しく説明している。しかし、『道跡考』は寛元四年二十歳となつていて、

七、二十七才（建長四年（一二五二））

『雜談集』には二十七才の時、住坊を律院となすことをいふ。『本朝高僧伝』は、二十七才で上州の長樂寺へ行つて蔵叟朗誉に釈論及び円覚経を聴くことをいう。『道跡考』は、

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

『雜談集』『本朝高僧伝』の両説をとつてゐるが、栄朝上人に釈論を聞いたとする説は誤りで、すでに栄朝は五年前（宝治元年（一二四七）九月二十六日）に遷化している。⁽¹⁵⁾また、「建長五年廿七歳」となつてゐる。

八、二十八才（建長五年（一二五三））

『雜談集』には、二十八才で遁世の身となり、六、七年間律を学ぶことをいう。『略縁起』には四海に遍歴し、善知識に参禅参道することを具体的に述べてゐる。

九、二十九才（建長六年（一二五四））

『雜談集』には実道坊上人に止觀を聞き、菩提山において法相の法門を聞くことをいう。『本朝高僧伝』には、実道に止觀を聞くことのみであるが、『道跡考』は、さらに南都で五、六年間律を学ぶことをいう。しかし、『道跡考』は「建長七年廿九歳」となつてゐる。

十、三十五才（文応元年（一二六〇））

『雜談集』では、寿福寺に住して悲願長老の下で釈論及び円覺経を聞き坐禅に志すが、一年もたたないうちに脚氣や持病のため、坐禅は意に任すことができず、真言を志すとある。『道跡考』も同様のこときをいうが、「弘長元年卅五歳」となつてゐる。

十一、三十六才（弘長元年（一二六一））

『雜談集』には和州の菩提山へ登り、東寺の三宝院の一派流、肝要を伝えられる。その後、東福寺へ行き、開山円爾弁円より天台の灌頂谷の合行、秘密灌頂を伝えられ、大日經義釈、菩提心論、永嘉集、宗鏡錄などを聞き、顯密禪教の大綱を学んだ。『本朝高僧伝』及び『空華隨筆』にも短文で概略を紹介しているが、『道跡考』が最も『雜談集』に合った記述である。しかし、「弘長二年卅六歳」となつてゐる。また『略縁起』は菩提山へ登つたこと、東福寺で聖一国師に参問したことが述べられているが、その後、無住が越前へ行つて説法した時、尾州熱田神宮の祢宜喜太夫と会つた因縁談が詳しく述べられている。

十二、三十七才（弘長二年（一二六二））

三十七才のことは、『雜談集』『道跡考』を始め他の伝記にはないが、『略縁起』にみえる。ただし、弘長二年を無住の三十二才としているが、明らかに三十七才の誤りである。『略縁起』によれば、無住が木賀崎へ来て、長母寺の前身の天台宗龜鏡山桃尾寺へ入つたが、まもなく焼失したため、再び伽藍を建立し、禪宗に改めて無住を開山にしたことや熱田神宮へ参拝した時の逸話、加州の白山との因縁談などがあげ

られている。これらの逸話が、何からとられたかは不詳であるが、『雑談集』にはない。しかし、『雑談集』卷三には「当寺ニ有ニ因縁故へ欵。相通コト四十三年無縁ノ寺常絶煙衣鉢道具之外無ニ資財畜世間ノ人人ノ心ハ非人ノ如ク思ヒ合ヘリ大果報ノ夢以テ外ニタガヒテ覚エ侍リ但シ能々思解ハ遁世ノ門ニ入テ近代ノ明匠ニ仏法ノ大綱聞之大果報也」と結ぶた⁽¹⁶⁾め、『略縁起』によつて作られたものであつたかも知れない。

十三、三十八才（弘長三年（一二六三））

『道跡考』によれば、靈鷲山長母寺に来て住したこという。『雑談集』には、長母寺入寺については述べられていいが、卷三に「当寺ニ有ニ因縁故へ欵相通コト四十三年無縁ノ寺常絶煙衣鉢道具之外無ニ資財畜世間ノ人人ノ心ハ非人ノ如ク思ヒ合ヘリ」という耐乏の状況と四十三年を、同書末尾の「于時嘉元三年乙巳七月十八日於尾州山田郡長母寺西庵金剛幢院草了 東寺末流金剛仏子道暁_{俗年八十二僧臘六十二}」とある成立年次、俗年などから逆算すると、弘長三年にあたる。⁽¹⁷⁾しかし、『雑談集』卷三は、嘉元二年（一三〇四）に著わされているため、前年の弘長二年に木賀崎へ来たことになる。さらに、それを証するものに、長母寺に所蔵する無住自筆の置文（譲状）に「然依有夢想事当寺因縁不絶住持及四十四年頃密行学

于今無退転……嘉元三年乙巳三月七日壬子鬼宿 長母寺住持金剛仏子道暁とあり、嘉元三年の四十四年前、すなわち弘長二年に来山して桃尾寺へ入り、翌年の弘長三年に長母寺へ入山したのであつた。しかし、『延宝伝燈錄』『本朝高僧伝』には「文永初」とあり、文永（一二六四—一二七五）初年すなわち三十九才か四十才頃の入寺となつていて、

十四、四十一才（文永三年（一二六六））

『略縁起』によれば、熱田大明神は猪子石村蓬谷棚に、参禪の布施として田七反を寄附し、同所に来迎山觀音寺を創建したことを行うが、この記事は、他の資料に全く述べられていない。

十五、四十一才—五十五才（文永三年（一二六六）—弘安三年（一二八〇））

伝記資料には、この間にについて全く述べられていない。四十一才から五十五才の最も充実した時期であったが、『空華隨筆』には「後到本州長母寺一住四十余年寺在窮僻貧窶尤甚餧粥或不給竈烟時有絕師処之坦然不逐声利不レ知ニ全世朝誦暮禪惟日不足其高風逸韻以可想見」とあるように貧窶の生活であった。しかし、『沙石集』卷五によれば、建治二年（一二七六）紀州にて八幡国大菩薩の御託宣を蒙つ

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

ており、弘安二年（一二七九）には、『沙石集』を起稿している。

十六、五十六才（弘安四年（一二八一））

弘安四年については『略縁起』のみしかなく、御宇多天皇の詔によつて、東福寺住持を三度に及び請されたが固辞している。⁽¹⁸⁾

十七、五十八才（弘安六年（一二八三））

弘安六年秋に『沙石集』十巻が完成した。諦忍は、『道跡考』で五十七才としているが、五十八才である。弟子の無盡道證は、これを受けて京師西方寺にて梓行したというが、明確でない。

十八、正応年中（一二八八—一二九三）

『道跡考』によれば、正応年中に万歳樂と号して、正月に初寿を祝する謡物を作り、徳若という小者に授け、家々に至りて歌わした。謡の文句は『法華經』を多く用いており、狂言綺語の業をもつて、転法輪の縁たらしめようとしたものであつた。なお、『略縁起』の正和元年（一二二一）には、「又有助といへる者二子あり兄を有政といひ弟を徳若と名づく父子共に庭の掃除などして世を渡りけり弟徳若に法華經の文字にて正月の寿を授られけり是を万歳樂といふ是万歳の始なり」とい

つており、徳若父子は、長母寺の庭掃除を業としていたようである。

十九、七十才（永仁三年（一二九五））

『略縁起』『道跡考』によれば、高野山へ上り加持土砂三石三斗を取り来つて長母寺に敷いた。なお、『道跡考』は「永仁三年六十九歳」とあるが、七十才である。また、『略縁起』には、ある夜の夢に、熱田の長官が大般若經六百巻を寄附したことやつづじや神宝珊瑚の数珠、法螺貝を寄進していることをいう。

二十、七十四才（正安元年（一二九九））

『道跡考』によれば、正安元年に長母寺で『聖財集』三巻を草稿し、その後、蓮華寺において添削したことを行う。

二十一、七十五才（正安二年（一二〇〇））

『道跡考』によれば、『妻鏡』一巻を著わしている。

二十二、八十才（嘉元三年（一二〇五））

『略縁起』によれば、三月七日に長母寺を弟子の無翁に譲つて、寺内の桃尾軒に退隱している。『道跡考』には、寺内の金剛幢院で『雜談集』十巻を著わし、弟子の慈眼は、これを受けて尾州の万徳寺から梓行したとある。しかし、『雜談集』は識語によれば、前年の嘉元二年（一二〇四）二月十日

に、蓮華寺で草案を記しており、本年に脱稿したのであつた。そして、『道跡考』によれば、無住自ら張子の肖像を造つてゐる。

二十三、八十七才（正和元年（一三一〇））

『延宝伝燈錄』『本朝高僧伝』『略縁起』『道跡考』すべて正和元年十月十日、八十七才で遺偈を書して遷化したことをいう。『延宝伝燈錄』『本朝高僧伝』は、蓮華寺（勢州桑名）で遷化したとあるが、『略縁起』『道跡考』は遷化した場所を記していない。『雜談集』卷七の識語によれば、嘉元二年（一三〇四）十一月十日、七十九才の時、蓮華寺で『雜談集』の草稿を書いており、晩年は蓮華寺と長母寺を往来していたようである。それについて諦忍は、『道跡考』に寺は絶えて村の名の蓮華寺村が残り、寺跡があるところから、師蚕は蓮華寺説を依用したと推察しているが、諦忍自身、明確に決し難いと結論をいつていない。しかし、学者によつて両説があり、小林忠雄氏、渡辺綱也氏は、長母寺に無住の墓があり、遺言状も現存しているのに対し、蓮華寺跡には無住の墓らしいものもないことから、入寂地は長母寺であるといふ。また、久曾神昇氏は、長母寺は遷化する七年前に無翁に譲つており、最晩年は蓮華寺に滞在しているので、むしろ蓮華寺で

歿したとみてよく、両寺は遠隔地でないため、墓などを蓮華寺より長母寺へ移したとみていい。⁽²¹⁾

二十四、天文十五年（一五四六）

『略縁起』『道跡考』によれば、天文十五年に後奈良天皇より大円国師号が勅賜されている。

四 『無住国師道跡考』の誤説と諦忍書入れ本の出現

近世の無住伝記資料として最も新しいが、最もまとまつた内容である諦忍の『道跡考』は、明和六年（一七六九）七月に著わされ、翌同七年七月に刊行された。すでにみたように、本書のベースとなつたのは、無住の著作である『雜談集』⁽²²⁾や『沙石集』などを始め『延宝伝燈錄』『本朝高僧伝』はもちろんのこと、長母寺に所蔵する蔵書、大永寺に所蔵する古文書、『東福開山聖一國師年譜』⁽²³⁾などである。しかし、『略縁起』をみたかどうか諦忍自身は述べていない。おそらく、長母寺の古記録としてながめたことは考えられる。もし、みていたならば、『道跡考』に追加しても良いと思われる伝記もあり、それは、諦忍の無住伝に対する研究者として取捨したものと思われる所以である。ところが、『道跡考』は無住伝の資料として最も詳しいにもかかわらず、年次と年令

の誤りを犯している。それは、

寛元四年 二十歳

建長五年 廿七歳

建長六年 廿八歳

建長七年 廿九歳

弘長元年 卅五歳

弘長二年 卅六歳

で、年次と年令に一年のずれがあり、本来は年令が一年づつ若い。この六年の年次と年令の相違は、すでに野村八良氏が『鎌倉時代文学新論』（大正十一年十二月 明治書院）三八三頁で指摘している。しかし、このずれは、諦忍のミスであろうか。それとも刊行者の誤刻であろうか。詳しい点は明らかでない。このミスが、近年の無住伝研究の無住年譜を作製した際、必らず異説として出てきているのである。⁽²⁴⁾

ところで、八事文庫に諦忍自身の書入れのある『道跡考』（西山・9・ジャ・34）を所蔵する。それによると、先に指摘した六ヶ所の年次の横に各々朱で正しい年次と干支を書き加えており、諦忍は刊行後、自ら訂正しているのである。つまり、諦忍は誤った年次を容認していたのでなく、自ら訂正していくことが明らかになる。ただ、その時期はいつか不詳

であるが、明和七年（一七七〇）の刊行後、遷化した天明六年（一七八六）の間であることは確かである。しかし、残念ながら『道跡考』は、再刊された様子はなく、誤刻本が諦忍の考えとして後世に伝えられてしまったのであつた。

諦忍の書入れ本の出現によって、その他の諦忍の考えも知ることができる。それをあげると、

一、無住が誕生した「嘉禄二年丙戌十二月廿八日卯時」説は、書入れ本によると「雜談集三十四左」とあり、諦忍は『雜談集』の説からとっている。

二、剃度した「寛元元年十八歳」説に対し、書入れ本は「高僧伝ニハ十九ニシテ薙髪スト云次下四丁ニ俗年八十三僧臘六十六ト自ラ記シ玉ヒシヲ考ルニ十八ヲ以テ正トスヘシ又延宝伝灯録ニモ十九トイヘルハ共ニ不可也。雜談集三十四ニ自ラ十八歳ニシテ出家スト記セリ蛮師何ソ是ヲ見サルヤ」とあり、『本朝高僧伝』『延宝伝燈録』とともに、十九才をいうが、『雜談集』に十八才で出家するというため、著者の師蟹は、『雜談集』をみていたかったのかと批判している。

三、『道跡考』には宝治二年二十三才のことを記していないが、書入れ本には「宝治二戌年廿三歳雜談集四左云二十三歳ノ時舍弟琵琶引テ侍リシニチト琵琶ヲ習テ引侍リシヲ祖

母ノ尼公聞テアノ御房法師ナカラ仏法ヲ学行セデ琵琶引ト
後言ニ申ヨシ承リヤカテ打捨て法華經読誦シテ侍シ云々」
とあり、『雜談集』にいう祖母の尼公の教訓を追加しよう
としたことが推察される。

四、嘉元三年満八十才の時、『雜談集』十巻を筆記し、万徳
寺で梓行したことをいうところに、「七十九歳ニシテ筆ヲ
始メ八十歳ノ十二月二日記し了ル也」と『雜談集』の奥書き
から具体的に十二月二日と記している。

五、「○古人曰無上菩提蒙身曰律説曰口教想意曰禪ト
……」の古人の横に、「雜談集三十一左引之」「興善寺ノ惟寛
律師也此人ハ馬祖ノ弟子也」と『雜談集』に指摘する出典
を書入れている。ただ、惟寛は『雜談集』に禪師とある
が、諦忍は律師と記している。

となり、右にあげた五ヶ所以外にも諦忍の書入れはみられる
が、諦忍の書入れが逆に誤っている箇所もある。それは、

一、「弘安六年五十七歳。沙石集ヲ著ス。弟子無盡道證コレ
ヲ受テ。京師西方寺ニ於テ梓行ス。……」とある『沙石
集』を著わした年次である。諦忍は弘安六年の横に「五辛
午」と書入れ、五十七才の弘安五年説をとらうとした。しかし、弘安五年の干支は「壬午」であるため誤っている。

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

干支が誤っているのみならず『沙石集』は、前半が弘安三年に成り、後半は弘安六年に成立しているところから、逆に書入れは誤りとなり、年次は変えずに、年令を五十八才とすべきであった。

二、「永仁三年六十九歳。高野山ニ上リ加持土沙三斛三斗ヲ
取来リ……亡靈得脱ノ為ナリ」とある所の年次を、諦忍は
「二甲午」として永仁二年説をとる。六十九才は永仁二年
である。しかし、高野山に上って加持土砂を取り来つてま
いたことが永仁二年であるか傍証する資料はないため不詳
であるが、『略縁起』は永仁三年説をとっているところか
ら、逆に六十九才の年令を七十才に改めるべきではなかっ
たであろうか。

右の二ヶ所は、年次でなく年令を改めるべきであった。しかし、この誤説は、すでに野村八良氏が『鎌倉時代文学新論』において年令の改めも指摘されている。

このようにみてくると、諦忍の書入れ本の出現によつて、『道跡考』の誤説が諦忍自身によつて訂正されていることを知るとともに、逆に年令に合せたためか、その書入れが誤りを犯した箇所も出てきたのである。諦忍が『道跡考』を著わすために、多くの資料を参究したことは明らかで、近世の

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

先学者に対して、『雜談集』を中心とした姿勢は正しいものであった。しかも、『空華隨筆』の「無住和尚」に対して、完全を期して慎重な態度で著わした『道跡考』は、無住伝研究の最もまとまつたものといつても過言ではなく、後世の無住伝研究に及ぼした影響は多大であった。しかし、公刊された版が誤説を残していたことに、諦忍は後悔していたであろう。しかし、書入れ本の出現により、すでに諦忍自身によつて訂正されている事実は、諦忍の史伝に対する真摯な研究姿勢として、高く評価されねばならない。一方、誤った書入れは、諦忍の無住伝に対する知識の浅かつたことが認められる事実であり、批難されることもある。現在、その間の諦忍の動向に関する文書は見出せないため不詳であるが、『道跡考』の自筆書入れ本の出現によつて、『道跡考』の諦忍の真実の考えが明らかになつたのである。

【註】

- (1) 拙稿「諦忍律師と禪僧との交流」(平成元年十二月 「印度學仏教學研究」第三十八卷第一号) で指摘しておいた。
- (2) 諦忍が無住の道風を慕つていたことは、『空華隨筆』巻上の「無住和尚」に「予慕師之道風也……」という。
- (3) 拙稿「諦忍律師伝の研究」(昭和五十四年三月 「愛知学院禪

研究所紀要」第八号) 三六六頁にあげている。

(4) 小島孝之「無住伝記資料管見」(昭和四十八年九月 『雜談集』中世の文学附録3 三弥井書店) に白眉としてとりあげられている。

(5) 青木辰治「無住大圓國師」(昭和九年三月 「國語・國文」第四卷第三号)、筑土鈴寛校訂『沙石集』下巻(昭和十八年十一月 岩波書店) の「無住年譜」及び渡辺綱也校注『沙石集』(昭和四十一年五月 岩波書店) 四十五頁の「略年譜」を始め、多くの研究書に必ず引用されている。

(6) 小島孝之、前掲論稿や山田昭全・三木紀人校注『雜談集』(昭和四十八年九月 三弥井書店) 解説における三木紀人氏の「作者の略伝」にあげられている。

(7) 大隅和雄「無住の伝記に関するノート」(昭和三十五年二月 「中世の窓」第四号) 安藤直太朗「無住國師の生涯」(昭和三十七年十一月 『説話と俳諧』同先生退職記念著作刊行会) 三木紀人「無住伝の一考察」(昭和三十八年八月 『中世文学のジャンル』四) 同「無住の出自」(昭和四十二年三月 「静岡女子短期大学研究紀要」十三) 同「無住と東福寺」(昭和四十三年六月 『仏教文学研究』第六集 法藏館) 田辺爵「金沢文庫本『関東往還記』—長母寺と山田氏について—」(昭和六十一年一月 「もりやま」第五号) などで明らかにされている。また、長母寺に所蔵する置文(譲状) や夢想記は、『日本高僧遺墨』

第一卷（昭和四十五年五月 每日新聞社）に写真があげられて紹介しており解説されている。

(8)

「無住上人行状」は今津氏の論稿によれば、原本は神護寺にあったものを、文政十年潤六月十五日に高山寺の慧友が書写したものである。私は原本をみていないため、詳しい考察はできないが、ここに、今津氏の論稿から原文をとりあげておく。

○尾州靈鷲山長母寺開基無住大圓國師行狀

○師諱道教號無住。相州鎌倉人也。父梶原氏。其先嘗仕源將。世爲龍臣矣。嘉祿二年二月二十八日明相星現時誕焉。

父夢或人告曰。今夜生斯邑者。果德之人也。

○師幼齡早喪父。十三入壽福寺童役于僧社。十五往野州依于伯母。十六往常州養于親族。十九投群恐之法音寺薙髮受具。

○此時三井名德大半在東關。師先就圓幸僧都誦俱舍頌疏二十從法身大德聽法華玄義。

○今歲受業之師見師之行法確實付以寺院。師不獲已而住焉。院計淡泊。晝夜孜々于學術。自是企三學兼備之志。嫌寺院繁劇改而成律院。時年二十七。

○如野之長樂寺隨侍譽藏叟。修禪觀之暇聽釋論。日進新意。

○二十九上洛陽。謁園城實道法師。質止觀之旨。

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

○自厥趣南京。經閱律肆者六年。五篇七聚盡得其蘊。

○三十五歸扮里。時藏叟董壽福之席。師又就而聽圓覺經。其後密家深秘尙心乎愛矣。

○三十六上和州菩提山居五年。小野一流溯洞其源。傍通法相精致。大凡當時講筵之所開無不裏足。

○時東福聖一國師。整教網而提禪網。化門太博。師逮不惑之年。往惠日請掛搭。詣函丈。時々請益。先浴密水之灌頂。次聽菩提心論。大日經義釋。及永嘉集。兼諸錄之決。退而成鑽仰之思。親炙久饜飫而辭去。

○去文永之初。於尾陽木賀崎。營長母寺而居焉。然爲寺務不拘。欲遊歷則縱意而抖擲。故世緣恢略資質貧窶也。

嘗自謂。吾往來此寺者四十四年。門闕不掩庫邊烟絕。齋時屢空。三衣一鉢之外更無長物。先考果德之夢恐齟齬者歟。雖然吾又爲遁世之身。神社佛閣名山靈區。任意登賞。謁諸宗知識。問預法會一衆者人間之快樂何事又如旃哉。

○建長六年之夏。聖一國師有東關之行。師預祇候旅邸。盛薦甚渥矣。蓋謝法恩也。

○檀越藤相國聽師之德風。要令師董慧日名藍。而三請懃懃也。師固拒不受。

○正和元年十月十日。於勢洲桑名蓮華寺示寂矣。春秋八十有七。法臘七十。辭偈曰。一漚浮海。八十七年。風休浪靜。依舊湛然。

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

○平生撰述沙石集十卷。聖財集三卷。雜談集十卷。妻鏡一卷。俱行于世。其間雖和漢駁雜而有戲劇之談。是又欲便凡庸也。

○師性稟篤實靈感尤夥。其在長母之時。一夕熱田明神。入寺之籌室。咨法要。設弟子之禮。賜以般若全函。自爾神交日厚云。

○又一時不雨久邑人請師禱之。師登壇誦法華三日。尚果々出日。師仰天歎曰。古者法盛人傑。感應立成。今逮澆季一人法但衰。宣哉天龍不獲也。然則我頃所誦經典速還之。語意剷毫而聲未已。天沛然起雲。暴雨忽下。師不遑待。傘全體濕。衣而歸。其餘靈驗往々見述作之中。

○有二神足無盡道證。慈眼大德。皆規師之風。閑居一方。天文十年之夏勅謚大圓國師。

(9) 現在、長母寺には大冊の縁起類は所蔵しない。したがって、古記録の断片を継ぎ合せて略縁起を作ったのではなかろうか。もちろん、無住在世時代にまで遡ることはできない資料であるが、その一部の古記録は、安藤直太朗氏の前掲論稿で紹介されている。

(10) 長野嘗一編『説話文学辞典』(昭和四十四年三月 東京堂出版)三四六頁の「無住」によれば、出典が『略縁起』とあり、「源太景季の叔父」とある。担当の石井次彦氏は確認して執筆したようであるが、筆者はその版を未見である。

(11) 昭和二十四、五年頃、無住の出身について論争があった。安

藤直太朗氏が「無住国師伝の一考察」(昭和二十四年十一月「郷土文化」第四卷第四号)を著わし、無住は梶原景時の曾孫の時代の人で、しかも景時の嫡系ではなく、むしろ次子景高の系譜中に入る人であると推定された。その根拠は、無住が開創した長母寺の所在地や長母寺開基山田一族の帰依を受けた点などから推察しており、それは『尾張名所図会』附録の『小治田真清水』によつて考察したのである。しかし、小林忠雄氏は「無住国師は果して梶原氏なるか」(昭和二十五年三月「郷土文化」第五卷第一号)によつて安藤氏の資料批判を行い、景時の曾孫の時代の人ではあるが、無住が梶原景継の末子といい得る根拠はないことをいう。さらに、小林氏の論稿に対し、再び安藤氏は「無住に関する覚書」(昭和二十六年十一月「郷土文化」第六卷第三号)で、地方史料批難に対する反駁を行つてゐる。なお、安藤氏はこれらの諸説をまとめて、昭和三十七年十一月に刊行された『説話と俳諧』(同先生退職記念著作刊行会)に、「無住国師の生涯」と題してまとめられ、梶原景時の曾孫と推定し、梶原一族後裔説、しかも景時の曾孫時代の人物と提示した。しかし、その後、安藤氏は「無住の出自新見」(昭和四十五年十一月「郷土文化」第二十五卷第一号)において、長母寺に所蔵する臥雲撰の「彪物語実記」によつて、景時の次子景高の子景親の次子である説を打出した。

このように、名古屋を中心とした地方史研究者によつて、無住の出身について詳しく考察されているが、伊藤真徹「無住禪師一円伝歴考」(昭和三十三年三月「仏教大学研究紀要」第三十四号)では、梶原景時の末裔説とあり、『沙石集』研究における無住伝においても、梶原景時の孫あたりである(久曾神昇「俊海本沙石集解題」)か梶原一門説(渡辺綱也校注『沙石集』解説)でとめられている。筆者も年次などから、諦忍が『無住国師道跡考』にいう梶原景時末裔説が一番穩当と考えている。

諦忍が、極めて大ざっぱな表現におちついているのは諦忍の見識しからしたものと評価する人もいる。(安藤直太朗「説話と俳諧」一〇〇頁)

(12) 小島孝之氏は「無住伝記資料管見」で、「源太景時の叔父」とあつた版が最初で、後に「時」が削り取られたものであると版木の様子から推測されている。しかし、小島氏は、八事文庫蔵本の「景京」とある版はみられていないようである。

(13) 『略縁起』における文永三年の記事は、永仁三年の記事の後にあるが、ここでは該当する文永三年項に移して記した。

(14) 『東福寺末寺誌』『群書一覧』『辨疑書目』などの説については、渡辺綱也校注『沙石集』解説より引用した。

(15) 栄朝はすでに、宝治元年(一二四七)九月二十六日に入滅している。それは、『沙石集』卷十の「長樂寺栄朝上人の事」に「上野国、世良田の長樂寺の長老、釈円房の律師栄朝上人は、

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題(川口)

彼建仁寺の本願僧正の弟子也。慈悲ふかく徳たけて、智行ならびなき上人と聞えき。去る宝治元年九月廿六日入滅。……とある点から明らかである。なお、今津洪嶽「明全和尚と栄朝禪師」(明治四十二年十一月「禪宗」第十六卷第十一号)には、栄朝の行状が詳しく考察されている。

(16) 渡辺綱也校注『沙石集』四十頁の解説に指摘している点から考えられる。

(17) 伊藤真徹「無住禪師一円伝歴考」七十九頁では、単純に卷三の記事と卷十の奥書きから逆算して弘長三年説をいうが、卷三は嘉元二年の作であることと、無住自筆の置文(譲状)も知つていないので誤説である。したがって、筆者は大隅和雄「無住の伝記に関するノート」や安藤直太朗「無住国師の生涯」にいう弘長二年説をとる。

(18) 東福寺との関係は、三木紀人「無住と東福寺」によつて明らかである。弁円側から無住を東福寺に請する程の高僧としての評価はなかつたのではないか。この記事は後世、文学者として評価された無住に対して作られたものとも考えられる。

(19) 『無住国師道跡考』に、『雜談集』を引用して蓮華寺との関係を「右ノ書ニテ見レバ木賀崎ニモ飽ハテゝ蓮華寺ニ住レシ様ニモ見ルナリ。其時満八十歳ナリ。是ヨリ入滅マデ七年ノ間ハ蓮華寺ニ住レンニヤ又ハ両所ヘ通ヒテ住レシニヤ年代遙遠ニシテ記録ナケレバ慥ニシレズ」と記録のないところから明確にし

諦忍律師の『無住国師道跡考』をめぐる問題（川口）

ていない。

(20) 小林忠雄「無住と蓮華寺」(昭和三十四年六月「解釈」第五

卷第六号)、渡辺綱也校注『沙石集』解説による。

(21) 『広本系俊海本影印沙石集』(古典研究会叢書第二期)(昭和四十八年十月汲古書院)における久曾神昇氏の「俊海本沙

石集解題」による。

(22) 八事文庫蔵の『雜談集』(西山・10・ジョウ・18)は、八事山興正寺開山天瑞円照によつて所蔵されたものである。本書には、諦忍による題簽や朱字の書き入れがあり、諦忍の研鑽していった様子を知ることができる。

(23) 『東福開山聖一国師年譜』には円爾弁円五十三歳、無住二十九歳の建長六年(一二五四)頃に、「冬往_ニ相陽。弟子一円在_ニ尾州木賀崎。聞_ニ師赴_ニ相陽。嘗_ニ點心等物。祇_ニ候旅邸。師不_ニ敢略伸_ニ其謝。而呵曰。汝不_ニ專_ニ辨道。輒講_ニ世礼。甚無_ニ謂也。古人云。行者円信始生。善須_ニ將養。若涉_ニ事紛動。令_ニ道芽破敗。豈不_ニ其然_ニ乎。一円敬唯而退。」とあり、無住(一円)が木賀崎にて弁円に点心したことをいう。『雜談集』を始め伝記資料にはこのことを記していない。当時の無住は、園城寺へ上り実道房上人について学んでおり、その後、南都へ行っている。『略縁起』『道跡考』には弘長元年(一二六一)頃、弁円についていることをいう。無住が建長六年に、長母寺のあつた木賀崎にいたことを傍証する資料はなく、後年、木賀崎の長母寺に住持

したところから『東福開山聖一国師年譜』に、無住の逸話としてあげられたのではなかろうか。本書は、弁円の法嗣鉄牛円心が弁円の示寂(一二八〇年)した翌弘安四年二月に、遺命を承けて編集したものであるから信憑性は高いが、無住と長母寺との関係の深いことから尾州木賀崎在としたのではなかろうか。なお、注(18)も合せて参考されたい。

(24) 例え、筑土鈴寛校訂『沙石集』下巻の「無住年譜」や渡辺綱也校注『沙石集』解説の「略年譜」などに異説としてあげられている。